

医療DX推進体制整備加算について

医療DX推進体制整備について下記の通り対応を行う予定となっております。

(1) オンライン請求を行っております。

(2) オンライン資格確認を行う体制を有しております。

(3) 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しております。

(4) 電子処方箋を発行する体制を整備する予定としています。

(5) 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を今後導入予定としています。

(6) マイナンバーカードの保険証利用の使用において、ポスター掲示・声かけを行っております。